

In depth

A look at current financial reporting issues

2021年5月14日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ 5.3.1.1—英国金融行為監督機構(FCA)の発表は、ISDA 2020 IBOR フォールバック条項を含む金利指標に基づくヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性が存在しなくなったことを意味するか

背景

2020年10月23日、国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)は、主要な銀行間取引金利(IBOR)のフォールバック条項に関連するデリバティブに関するISDA2006年版定義集の改訂を公表しました。詳細については、[FAQ 2.6—ISDAによるフォールバックの修正は、「金利ベンチマーク改革で要求される」という要件を満たすか](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

2021年3月5日、FCAは、すべてのLIBOR(ロンドン銀行間取引金利)の公表を停止する、またはLIBORが代表性を喪失する日付を、英ポンド、ユーロ、スイスフランおよび日本円のすべての指標金利ならびに1週間および2か月物の米ドルの指標金利については2021年12月31日以降、残りの米ドルの指標金利については2023年6月30日以降とすると発表しました。

この発表の結果、ISDAは、IBOR Fallbacks SupplementとIBOR Fallbacks Protocol(ISDA 2020 IBOR Fallbacks)を含む未決済のLIBORデリバティブ契約に関して、2021年3月5日時点でフォールバック・スプレッド調整が確定されると確認しました。このFCAによる発表は、ISDA 2020 IBORフォールバックの下でのトリガー事由(Index Cession Event)を含んでいます。

さらに、ISDAは、上記条項を含む未決済のデリバティブ契約に対し、関連する指標金利が該当する場合には、2021年12月31日以降および2023年6月30日以降にフォールバックが自動的に適用されると確認しました。ただし、それ以前の日付でLIBORが代表性を喪失するとFCAが決定する、または、当該日付以前にISDAフォールバックに優先してデリバティブの契約条件が変更される場合を除きます。

FCAの公表は、他の(すなわち、LIBOR以外の)指標金利には影響を与えません。

IFRS第9号およびIAS第39号に対するフェーズ1およびフェーズ2の修正は、契約上、金利指標改革で要求されている修正が行われた場合でも、ヘッジ会計の関係を継続できるように、特定のヘッジ会計に対して救済措置を提供しています。これらのフェーズ1の救済措置の終了は、金利指標に基づくヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時です。

質問

ISDA 2020 IBORフォールバックを含むIFRS第9号またはIAS第39号でヘッジ関係に指定されているデリバティブについて、FCAの発表は、金利指標に基づくヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなったことを意味するのでしょうか。

回答

場合によります。企業は、FCAの発表により、ヘッジ手段であるLIBORに基づくデリバティブにおいて、金利指標改革から生じる不確実性が存在しなくなったかどうかを確認する必要があります。特に、企業は、キャッシュ・フローの時期(すなわち、FCAがさらなる発表を行い、それより早い日に金利指標の代表性喪失を宣言する可能性を考

慮した場合における、LIBORの公表停止に関する不確実性)およびキャッシュ・フローの金額の両方の不確実性が存在しなくなったかどうかを評価する必要があります。FCAがそれより早い日に金利指標の代表性喪失を宣言する可能性についての評価が異なる場合、不確実性がもはや存在しないかどうかの決定には判断が要求されま

す。

企業がヘッジ手段に関する不確実性がもはや存在しないと結論付けた場合、企業は、適用しているフェーズ1の救済措置の適用を中止し、不確実性がなくなった日付時点でヘッジ指定を更新する必要があります。企業は、変更が発生した報告期間末日までに、ヘッジ指定の変更を反映させるために正式なヘッジ文書を更新しなければなりません。この報告期間には、[IAS第34号](#)に従って期中財務諸表が作成される期中報告期間が含まれます。

企業がヘッジ手段に関して不確実性が存在すると結論付けた場合(例えば、LIBORの代表性喪失の時期について不確実性が残っていると結論付けた場合)には、[FAQ 5.3.1 –金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時](#)(和訳は[こちら](#))の質問2のシナリオEと同様、フェーズ1の救済措置が引き続き適用されます。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.